

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 2 回

地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 令和 5 年 9 月 8 日 請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 フリガナ 新宿 太郎 氏名 シンジュウ タロウ 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		
1 被 災 職 員 に 関 す る 職 事 員 に	所属団体名 東京都	フリガナ シンジュウ タロウ		
	所属部局名 〇〇局〇〇部	氏 新宿 太郎		
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	生年月日 3 年 1 月 1 日生（40 歳） 負傷又は 令和 5 年 7 月 3 日		
2 日 請 求 等	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで のうち 14 全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,128 円		全部休業した日数 11 日 一部休業した日数 3 日	
*3 長 所 属 部 局 の 明 細	1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 9 月 6 日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号 所在地 新宿区西新宿2-8-1 所属部局の 〇〇局〇〇部 長 澁橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は)	
4 休 業 補 償	全部休業についての日計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}$	$7,850 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 86,350 \text{ 円 (A)}$	
	一部休業についての日計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ア)}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円 (イ)	
		(ア)又は(イ)のうちいずれか低い額	(請求日数) $8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}$	$5,373 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 16,119 \text{ 円 (B)}$
	請求金額	(A) + (B)		102,469 円
5 休 業 援 護 金	全部休業した日についての計算	①休業補償を受ける場合 (平均給与額)	(請求日数) $13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}$	$2,616 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 28,776 \text{ 円 (C)}$
		②休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額)	円 $\times \frac{80}{100} -$ 円 = 円	(請求日数) 円 \times 日 = 円 (D)
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)	$13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ウ)}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円 (イ)
		(ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額	(請求日数) $8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}$	$1,791 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 5,373 \text{ 円 (E)}$
申請金額	(C) + (D) + (E)		34,149 円	
6 他法年金の受給関係	<input type="checkbox"/>	の被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。		

〔注意事項〕裏面参照。

*7 医師の証明	傷病名	右下腿骨骨折	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数	現在の状態	令和5年9月1日
	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	ち 14 日	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中
上記のとおりであることを証明します。	令和5年9月1日	医療機関の名称	千代田区永田町〇—〇 関東整形外科病院 関東 次郎 (自署又は押印)
8 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名	〇〇〇銀行
		支店等名	〇〇〇〇支店
	<input type="checkbox"/> その他	口座番号	1234567
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座)	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当
		支店名	〇〇〇〇支店
		氏名(フリガナ)	休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎
*受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月	日 年 月 日
*決定金額	休業補償	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	*通
	休業援護金		円
	合計		円
			*支払
			円
			年 月 日

〔注意事項〕

- 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 一部休業の取得時間数が複数ある場合は請求書も複数作成が必要であること。
- 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償(休業援護金)請求書(申請書)の作成が必要であること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、「平均給与額算定書(2号紙)」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が最高限度額として定める額(イ)」は、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「令」という。)附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
 なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。